**大学・地域共創プラットフォーム香川**

**産学官共創チャレンジ支援補助金募集要領**

**令和７年３月**

**大学・地域共創プラットフォーム香川**

**Ⅰ　補助事業について**

**１　事業の目的**

　　人口の自然減、社会減が続き、特に進学や就職に伴う若者の転出超過が拡大する中、産学官が連携・共創し、地域課題の解決に果敢に挑戦する取組みに係る経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成を図ることを目的とします。

**２　補助事業**

補助事業は下記の要件をすべて満たす事業とします。また、本補助金は、香川県（以下「県」という。）が実施する香川県産学官共創チャレンジ支援補助金を原資として実施するため、県が認めたものに限ります。

・上記「１　事業の目的」に合致する事業であり、産学官が課題認識を共有し、それぞれの知見を活用して実施する、チャレンジングな事業。

・大学・地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金交付要綱第２条に記載の共創の観点から、産学官の各主体が少なくとも1者ずつ事業に参画する必要があります。参画の方法は協議等といった形でも構いませんが、事業への関わりの度合いは審査項目の１つ（「連携・共創性」）となります。

　なお、事業計画書への記載は参画団体等の了解を得たうえで行ってください。

・県内大学、短大及び高専（以下「県内大学等」という。）又は県内大学等が適当と認める教員や学生等（以下「教員・学生等」という。）が参画する必要があります。

　なお、教員・学生等が参画する場合は、事業計画書提出の際、事業参画対象者確認書（様式１）を提出してください。

**３　補助率・補助額・補助限度額等**

・原則、補助率は10分の10以内です。

　・補助限度額は上限、下限とも設定しません。

　・補助対象経費合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

　・補助金の額は、県がPFに対し助成を決定した額とします。

　・採択された場合であっても、県における予算の状況や審査結果を踏まえて、申請金額から減額等変更して交付される場合があります。

**４　事業実施期間**

　・事業実施期間は、原則、交付決定後から令和８年２月28日（土）までとしますが、交付決定前着手を例外的に認める場合があります。

**５　補助事業者**

　・補助金の交付の対象は、PFの構成員、または、PFの構成員の組織に所属する団体・企業等であり、その他の者は補助事業者にはなれません。

　・補助事業ごとに１者を代表者（以下「補助事業者」という。）として申請等の対応をして下さい。

　・補助事業者は、補助金の執行及び管理を適切に行うため、必要書類の作成や提出、経理全般等に関して責任をもって対応していただくことになりますのでご留意ください。

**６　補助対象経費**

**（１）補助対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たし、県がPFに対し補助を決定したものとなります。**

|  |
| --- |
| ①補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費  ②原則、交付決定後から令和８年２月28日（土）までの期間中に発生し、支払が完了した経費（交付決定前着手の届け出が受理された場合、県が認めた通知日から交付決定までの期間に係る経費も対象となります）  ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 |

**（２）補助対象経費及び補助対象外経費**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **補助対象経費** | **補助対象外経費** |
| 基本的考え方 | | ・補助事業の実施に直接的に要する経費 | ・補助事業者の通常活動に要する経費 |
| 人件費 | | ○事業遂行に必要なもの  ○当該事業実施のために、新たに雇用した職員等の人件費  （コーディネーター　等） | ○補助事業の実施期間前から所属していた補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する給与　等 |
| 報償費 | | ○外部講師、専門家等への謝金　等 | ○補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する謝金  ○法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券　等） |
| 旅費 | | ○外部講師、専門家等の旅費  ○補助事業者が申請書に記載した視察・研修会等へ参加するための旅費　等  ○原則として補助対象経費総額の30％まで | ○申請書に記載した事業と直接関係しない旅費 |
| 需用費 | |  |  |
|  | 消耗品費 | ○事務用品  ○材料費  ○研修会等の資料・テキスト代　等 | ○食糧費  （外部講師・専門家等の食糧費含む） |
| 燃料費 | ○事業のために使用する燃料費　等 |  |
| 役務費 | |  |  |
|  | 通信運搬費 | ○切手・はがき  ○電話料金　等 |  |
| 広告料 | ○新聞・雑誌等の宣伝広告　等  ○チラシ、ポスター、写真　等 |  |
| 保険料 | ○イベント開催時の保険料　等 |  |
| 手数料 | ○各種申請手数料  ○各種サービス利用料  ○補助事業経費支払の為の振込手数料等 |  |
| 委託料 | | ○必要かつ専門的な技術等を要するもの |  |
| 使用料  及び賃借料 | | ○会場使用料  ○機材、器具等の借上料　等 | ○補助事業者及び参画団体等の施設や機材、器具等に対する使用料や借上料 |
| 備品購入費 | | ○原則として補助対象経費総額の30％まで | ○土地家屋や車輛の購入費 |
| 外注費 | | ○事業遂行に必要な改装工事　等  ○原則として補助対象経費総額の30％まで | ○単なる事業所移転を目的とした旧事業所の解体・新事業所の建設工事  ○「不動産の取得」に該当する工事 |

※その他県が事業遂行に必要と認めた経費は補助対象になります。

※上記「補助対象経費」であっても、公的な資金の用途として、社会通念上、不適当と認められる経費は補助対象外となります。

※補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）は、補助対象外となります。

**（３）補助対象経費全般に関する留意事項**

　　ア　1件あたり、100万円（税込）を超える物品又はサービスの発注の場合及び（金額に関わらず）中古品の購入の場合、同等品につき２者以上の見積書を徴取し、申請書や実績報告書に添付してください。また、同等品であることが確認できる性能等を記載した書類等を添付してください。

　　イ　委託や外注を行う場合は、委託内容や外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。なお、サービス名・単価・数量・金額、発注日、発注先（契約相手方）等が確認できる書類でこれに代えることができます。

　　ウ　業者選定方法等については、補助事業者の経理規程等に従い適正に行って下さい。

　　エ　「参加費収入」等の収入を伴う事業の場合、補助金交付申請額の算定に当たっては、総支出額より、補助事業者が得た参加費収入などの収入を差し引いた額が総補助対象経費となります。

　　　　ただし、「対象外経費」がある場合は、「参加費収入」等の収入を「対象外経費」に優先的に充てると考え、「参加費収入」等の収入及び「対象外経費」のうち、いずれか額の大きい方を総事業費から差し引き、総補助対象経費を算定することとします。

　　オ　補助事業に関する書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度（令和８年度）から５年間（令和13年３月31日まで）は保管してください。

　　カ　支払（支出証拠書類の名義等）は、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））で行う必要があります。

　　　　実績報告書の提出の際には、下記①～④の書類を支払いが確認できる資料として提出していただきます。

　　　①契約書（委託や外注を行う場合。仕様書等での代替も可能）

　　　②納品書又は完了報告書

　　　③請求書

　　　④銀行振込明細書、振込金受取書、通帳の該当ページ又は領収書

　　　※上記に加え、以下の場合は見積書を提出してください。

・100万円（税込）を超える物品又はサービスを購入する場合（２者以上の見積書が必要）

・金額に関わらず、中古品を購入する場合（２者以上の見積書が必要）

※インターネットを利用した注文の場合、見積書・納品書・請求書等が発行　できるか確認してください。

　　　※上記の他に、支払いが確認できる書類の追加提出を求める場合があります。書類が提出できない場合は、補助対象経費としての条件を満たしませんので、ご留意ください。

　　　※上記により難い場合には、別途県にご相談ください。

　 キ　 原則として、消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、補助対象経費は税抜金額となります。ただし、下記①～⑦に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障きたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。事業計画書提出時、補助対象経費に消費税等を含めるか否かを選択し、（様式４）消費税等の適用に関する申出書を提出してください。

　　　①消費税法第５条の規定により納税義務者とならない補助事業者

　　　②免税事業者である補助事業者

　　　③消費税簡易課税制度を選択している補助事業者

　　　④国又は地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る）、消費税法別表第３条に掲げる法人（大学等）で、特定収入割合が５％を超える見込みの補助事業者

　　　⑤補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告する見込みの補助事業者

　　　⑥国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

　　　⑦課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税等仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

**Ⅱ　申請手続等**

**１　事務手続・スケジュール等**

※（別紙）「香川県産学官共創チャレンジ支援補助金フロー図」のとおり。

**２　補助金に関する質疑応答**

**（１）期間**

　　　令和７年２月28日（金）から令和７年４月９日（水）17:00まで

**（２）方法**

　　　補助金に関する質問は県のアンケートフォームにて受付、受理後、県からメールで回答があります。アンケートフォームは下記のURL又は2次元バーコードからアクセスしてください。なお、回答には数日かかる場合もございます。

（留意事項）

　　　質疑応答期間を過ぎると事業計画の内容に関する回答ができなくなります。当該期間内に交付要綱、募集要領及びQ＆Aを確認し、事業計画書作成の準備をお願いします。なお、事業計画の内容以外に関する質問は４月10日（木）以降も受付けます。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=8499

2次元バーコード：



**３　事業計画書の受付**

**（１）事業計画書受付期間**

　　　令和７年４月10日（木）から令和７年４月28日（月）17:00まで

**（２）受付方法**

　　　提出書類は、PF事務局まで原則電子メールで提出してください。

|  |
| --- |
| ＜宛　　　先＞大学・地域共創プラットフォーム香川事務局（香川大学内）  ＜電子メール＞platform-kagawa-h@kagawa-u.ac.jp |

　　（提出上の留意事項）

　　・補助金交付要綱上、PFに提出された書類の写しは令和13年３月31日まで保管いただく必要がありますので、必ずすべての書類の写しをとってからご提出ください。提出いただいた書類・添付物等は、返却できません。

　　・所定書類のほかにも、詳細の確認のため必要な資料の提出を求めることがあります。

　　・提出の都度、書類等は県と内容を共有します。

**（３）提出書類**

　　・交付要綱様式第１号（補助事業ごとに作成してください）

　　・募集要領様式１　　（教員・学生等が参画する場合は提出してください）

　　　　　　　様式３　　（チェックリスト）

　　　　　　　様式４　　（消費税等の適用に関する申出書）

**４　県への事業計画書の提出**

　　PFに提出された事業計画書は、関係する部会の部会長が確認を行い、事業申請対象確認書（様式２）を作成します。また、部会長が作成した事業申請対象確認書をもとに、交付要綱第９条に基づき、県要綱の基準に適合している事業であるかどうかを確認します。

　　適合事業と認められた場合、PFから県に事業計画書を提出しますが、事業申請対象者確認書は、県の採択を確約するものではありません。

県に提出した事業、提出しなかった事業のいずれについても、５月中旬頃に補助事業者に対して連絡を行います。

**５　額の内示**

　　県の審査を経て、補助事業として適当と認められた場合は、６月上中旬頃に、補助事業者に対して内示の通知を行います。

**６　交付の申請**

　　補助金の内示を受けた者（以下「申請者」という。）はPFが別途定める期日（６月中旬頃）までにPF事務局に交付申請を行ってください。

**７　交付決定**

（１）県から県要綱第９条第１項の通知を受けたときは、PFから申請者に補助金交付決定の通知を行います。交付決定は６月中下旬頃となる見込みです。

※参考（審査項目及び具体的着眼点）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 具体的着眼点 |
| 現状分析、  課題・事業目的の設定 | ・これまでの取組みや類似の取組み、現状を適切に分析したうえで課題や事業目的が設定されているか  ・地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成を図ることにどのようにつながっているか |
| 的確性 | ・これまでの取組みや内容を踏まえて、当該補助事業の位置付けや手法が論理的に一貫したものになっているか~~的確か~~  ・設定した課題に対応するものとして、目標設定・手法・成果検証・効果測定方法などが適切に定められているか |
| 連携・共創性 | ・産学官の各主体とどのように連携しているか  ・県内大学等とどのように関わるのか  ・参画する団体の連携度合が深いか |
| 新規性 | ・他では見られない、又はこれまで一般に行われていない取組みであるか |
| 波及性 | ・事業実施効果の地域への拡がり方及び地域への還元方法が考えられているか  ・他の事業者や地域への拡がり、また横展開が期待できるか |
| チャレンジ性 | ・事業内容や目標設定が、チャレンジ性の高いもの（難易度が高いもの）になっているか |
| 有効性 | ・事業効果が期待できるものになっているか  ・積算が過大でなく、費用対効果が高い内容となっているか |
| 継続性 | ・財源や人材等の面で、補助期間終了後の事業の継続、発展（自立・自走等）の見込みはあるか（具体的には、事業成果を踏まえた詳細な将来展望を描いているか） |

（２）県の審査の結果、補助金の交付を決定する場合でも、対象外経費が含まれている等の理由により申請額から減額する場合があります。

（３）補助金は、県が交付決定した範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも申請額全てに応じられない場合があります。

**８　交付決定前の事前着手**

　　補助事業の着手は、原則として交付決定通知に基づき行わなければなりませんが、交付決定前に着手しなければならない事由がある場合は、事業計画書の提出に併せて交付決定前着手届を提出してください。PFが、県要綱の基準に適合していると認めたものについて県に県要綱様式第３号を提出し、県が同要綱第10条に基づき当該事由を適当と認める旨を通知した日から補助事業者は事業に着手することができるものとします。ただし、事前着手開始日は、ＰＦが別に定める事業計画書の提出期限の翌日以降とします。

受理日から通知までに期間を要する場合がありますのでご留意ください。

　　また、以下の条件について了知した上で届を提出してください。

・補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること

・補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと

・当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと

**９　事業実施**

　　補助の対象となる事業は、交付決定後から令和８年２月28日（土）までに実施した事業のみです。

　　なお、事業の着手は「発注・契約」時となります。

　　事業の実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払も含まれます。

　　※例として、納品書の日付や経費の支払日が令和８年３月１日（日）以降になっている経費は補助対象になりません。

**10　実績報告**

　　PFから交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日または当該年度の３月10日（火）のいずれか早い日までに実績報告書をPFに提出してください。

　　なお、物品の納品や工事の完了等の事業の取組み及び経費に関する支払全てが完了している必要があります。

**11　補助金の支払**

　　補助金の支払いは、原則、実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後（精算払）となります。

**12　消費税等仕入控除税額確定報告書の提出**

　　消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（交付要綱様式第８号）を提出してください。

**13　財産管理**

　　取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した額が50万円（税抜）を超える機械及び重要な器具等を処分しようとするときは、あらかじめＰＦの承認を受けなければなりません。

**14　その他**

　　本補助事業を実施する際は、PFの主催又は共催事業等に位置付けることや、本補助金を活用している旨を公表の際に明記することを検討してください。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

　大学・地域共創プラットフォーム香川

　会長　殿

所在地

県内大学等名

代表者名

事業参画対象者確認書

　　大学・地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金の申請にあたり、次のとおり教員・学生等が事業に参画することを認めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 補助事業者 |  |
| 参画する  教員・学生等名 |  |

（様式２）

令和　　年　　月　　日

　大学・地域共創プラットフォーム香川

　会長　殿

大学・地域共創プラットフォーム香川

部会名：

　幹事名：

部会長名：

事業申請対象確認書

　　下記事業は、大学・地域共創プラットフォーム香川が香川県産学官共創チャレンジ支援補助金の申請対象になる事業と認めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 |  |
| 連携構成員等 |  |
| 事業名 |  |
| 補助申請額 | 円 |
| 事業期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 部会長意見 |  |

（様式３）

大学・地域共創プラットフォーム香川

産学官共創チャレンジ支援補助金 提出チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 |  |
| 事 業 名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | | チェック欄 |
| 書類名 | 留意事項 |
| 事業計画書 （交付要綱様式第１号） | 補助事業の目的及び内容が、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成するためのものとなっている。 | □ |
| 産学官の各主体が少なくとも１者ずつ事業に参画しており、事業計画書への記載について了解している。 | □ |
| 収支予算書は、募集要領 ６補助対象経費（P4～P5)を確認して記載している。 | □ |
| 収支予算書の支出の備考欄に、支出の内容や積算内容を具体的に記載している。 | □ |
| 補助事業の事業実施期間は、令和８年２月28日までの期間内に設定されている。 | □ |
| 補助事業の事業実施期間内に、経費の支払い等を含めて事業の執行が全て完了する。 | □ |
| 事業参画対象者確認書 （募集要領様式１） | 教員や学生等が事業に参画する場合、事業参画対象者確認書を添付している。 | □ |

（様式４）

消費税等の適用に関する申出書

消費税等の適用に関し、次のとおり申し出ます。

令和　年　月　日

大学・地域共創プラットフォーム香川

　会長　上田　夏生　殿

提出者　所在地

団体名

代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | Ａ　消費税等を補助対象経費に含めないで算定  Ｂ　消費税等を補助対象経費に含めて算定  □下記の事項について承諾します。  ・実績報告時、（２）に該当することが分かる証拠書類を提出すること  ・事務局が求める証拠書類の提出ができない場合、消費税等額を返還すること　※（２）でキを選択した場合、必ず返還が必要です。 |
| （２） | （１）でＢを選択した理由  ア　消費税法第5条の規定により納税義務者とならない補助事業者  イ　免税事業者である補助事業者  ウ　消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者  エ　国又は地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第３に掲げる法人で、特定収入割合が５％を超える見込みの補助事業者  オ　補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告する見込みの補助事業者  カ　国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者  キ　課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税等仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者 |